

浄化槽の維持管理について

浄化槽をお使いのかたは、「保守点検」「清掃」「法定検査」の3つの維持管理が義務付けられています。

地域の生活環境や河川をきれいに保つためにも、正しい利用と適切な維持管理をお願いします。



- ◎保守点検 年3～4回、機器の点検・調整や消毒液の補充を行うことです。
- ◎清掃 年1回、浄化槽の内部にたまった固形物などを引き抜くことです。
- ◎法定検査 年1回、浄化槽からの放流水などをチェックして浄化槽が十分に機能を発揮しているかを検査するものです。

法定検査については、(一社)埼玉県浄化槽協会に直接お申し込みいただくか、ご契約されている保守点検業者・清掃業者へご相談ください。

法定検査の申込み (一社)埼玉県浄化槽協会 法定検査部 ☎048-501-5707

※ご不明な点は、上下水道課までお問い合わせください。

問合せ＝上下水道課 業務係 ☎76-1118

就業構造基本調査を実施します！

総務省統計局（埼玉県・美里町）では、10月1日現在で就業構造基本調査を実施します。

この調査は、日本の就業・不就業の実態を明らかにすることを目的として、統計法に基づき実施する国の重要な統計調査です。

より便利に皆さまにご回答いただくため、パソコンやスマートフォンを使って、簡単に回答することが可能となっています。9月下旬から、調査員が調査をお願いする世帯に伺いますので、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いいたします。

問合せ＝農林商工課 産業振興係 ☎76-5133

気分はピアニスト！ 遺跡の森ピアノ試弾会♪

遺跡の森館ホールで最高のスタインウェイピアノ（モデル：D-274）を思う存分に弾いてみませんか。お気軽にお申し込みください。

■日 時 10月8日(土)～10日(月)・(祝)

午前9時～午後5時

■場 所 遺跡の森館ホール

■参加費 1,000円（1時間）

■募集人員 各日8名

■申込期間・申込方法

9月17日(土) 午前8時30分から 遺跡の森館
窓口で直接受付（電話での予約不可）

※先着順（定員になり次第締切）

■問 合 せ 教育委員会事務局

生涯学習係 ☎76-3431



防災の心がけと災害時における避難のあり方について

新型コロナウイルス感染症が終息しない中でも、水害や土砂災害などの災害発生が見込まれる場合や危険と判断される場所にいるかたは避難が必要です。

令和2年度に毎戸配布した総合防災ハザードマップ「みさと防災」で、避難について確認をしておきましょう。



みさと防災
QRコード



■ 避難とは「難」を「避」けることです

大雨時に全てのかたが避難する必要があるわけではなく、また、避難所に行くことだけが避難ではありません。

「みさと防災」3ページの避難行動判定フローで、避難のあり方を確認し、4ページのマイタイムライン作成・確認も併せてしておきましょう。



■ 避難する際は持っていきましょう

避難所で必要となるもののほか、普段からご自身が必要としているものを確認しておき、持ち出しできるようにしておきましょう。

「みさと防災」30ページも併せてご確認ください。



■ 避難情報について

災害の危険が高まってからでは、避難が困難になる場合があり、警戒レベル5では、災害状況が確実に把握できないことから、緊急安全確保は発令されないこともあります。

町では災害発生のおそれがある場合、事前に「自主避難所」を設置し、設置した場合はホームページ、防災無線、登録制メールなどでお知らせします。

お住まいの場所や状況に応じて、早めの避難と必要なものを持ち出しできるように心がけておきましょう。

なお、「みさと防災」2ページに警戒レベルと避難情報を掲載していますが、令和3年5月20日の災害対策基本法改正により、下表のとおり**避難情報が変更**になりましたので、ご注意ください。



登録制メール
アドレス登録
QRコード

	警戒レベル3	警戒レベル4	警戒レベル5
取るべき行動	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備をしましょう。	速やかに危険な場所から避難先へ避難しましょう。公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	既に災害が発生（または切迫）している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。
避難情報	避難準備・高齢者等避難開始 ⇒ 高齢者等避難	避難勧告・避難指示（緊急） ⇒ 避難指示	災害発生情報（緊急安全確保） ⇒ 緊急安全確保

問合せ＝総務課 自治防災係 ☎76-1115